

海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

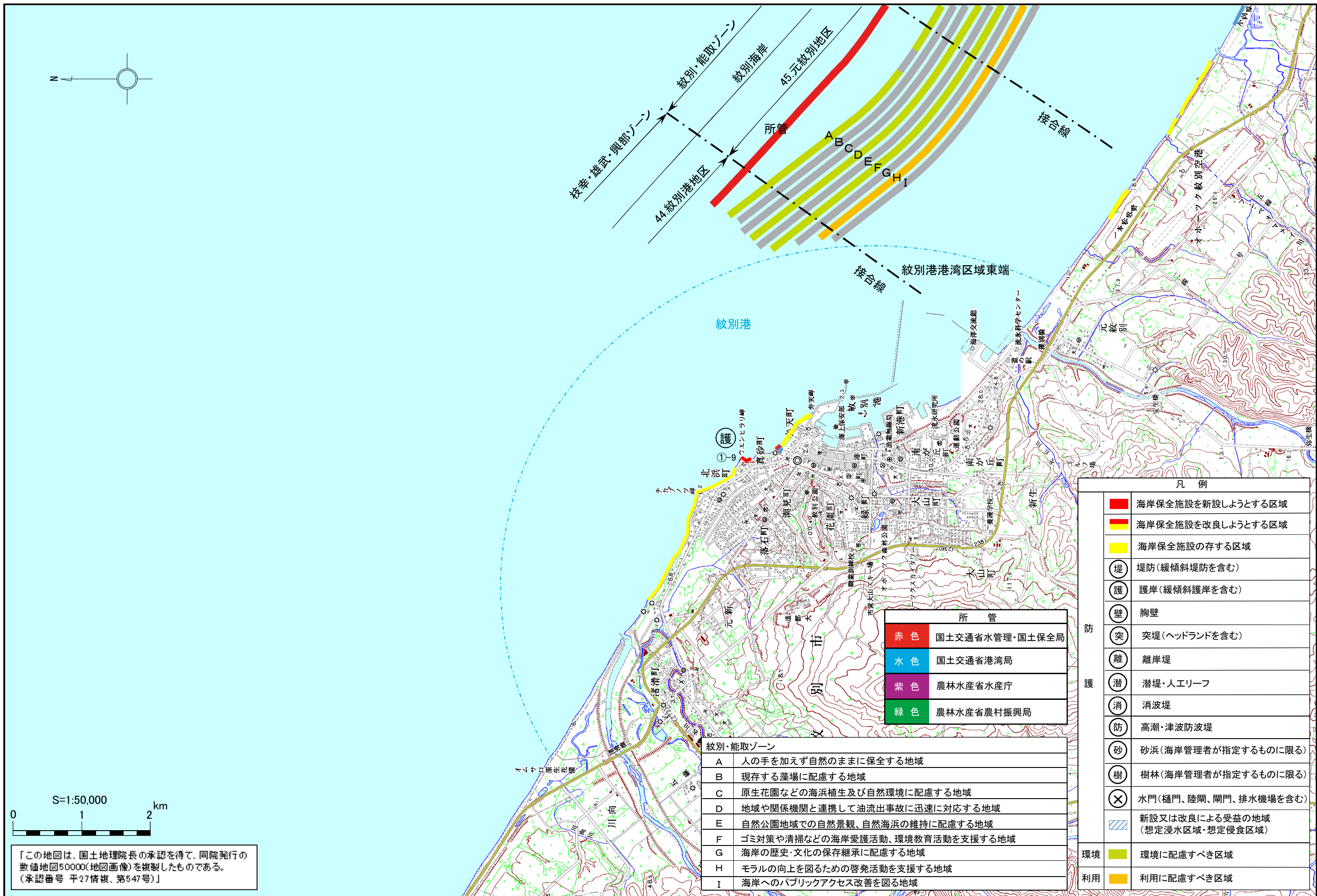
北見沿岸

紋別・能取ゾーン紋別港港湾区域東端（紋別市）～能取岬（網走市）】

ゾーン 区分	図面番号	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項													維持又は修繕の方法			
		大項目	小項目		現状の問題点	海岸保全の方向・施策	区域						種類	新設「◎」 改良「○」 現況「－」	規模（現況）		規模（計画）			受益の地域及びその状況		
			番号	事項			市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所管省庁区分	区域番号			延長等	天端高（T.P.m）	延長等	天端高（T.P.m）		下段（）内は 設計津波水位	地域	状況
紋別・能取ゾーン	1/7	防護	①	海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。	紋別市	45	元紋別	元紋別地先	水管理・国土保全局		消波堤	－	770	+4.5	770	+4.5	紋別市の一部	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。		
	2/7～3/7							47	沼の上	沼の上	水管理・国土保全局 水管理・国土保全局		消波堤	－	140	+2.5	140	+2.5		・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。		
								3/7	湧別町	49	湧別漁港		水産庁 水産庁		突堤	－	1基160	0.0～+0.3		1基160	0.0～+0.3	湧別町の一部
	50						東			東地先	水管理・国土保全局		護岸	－	59	－	59	－	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。			
	6/7						北見市	54	常呂	常呂地先	水管理・国土保全局		離岸堤	－	7基310	+0.5～+2.6	7基310	+0.5～+2.6	北見市の一部	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。		
									常呂河口漁港	常呂地先	水産庁 水産庁 水産庁	②-1	護岸	○	945	+3.5～+8.2	945	+5.2～+9.2		・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。		
													消波堤	－	94	+2.9	94	+2.9		・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。		
													離岸堤	－	218	+1.2～+2.5	218	+2.6～+3.5		・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。		
								55	常呂漁港		水産庁		護岸	－	58	+4.1	58	+4.1		・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。		
									豊浜	豊浜地先	水管理・国土保全局 水管理・国土保全局	②-3	護岸	○	800	+4.0～+4.3	800	+4.0～+4.3		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
	6/7～7/7						網走市	57	能取	能取地先	水管理・国土保全局 水管理・国土保全局		①-1	消波堤	◎	－	－	3,420	+3.9	網走市の一部	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。	
												消波堤		○	180	+3.0	180	+4.0	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。			
									能取漁港	能取地先	水産庁	①-2		消波堤	◎	－	－	480	+4.1		・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	

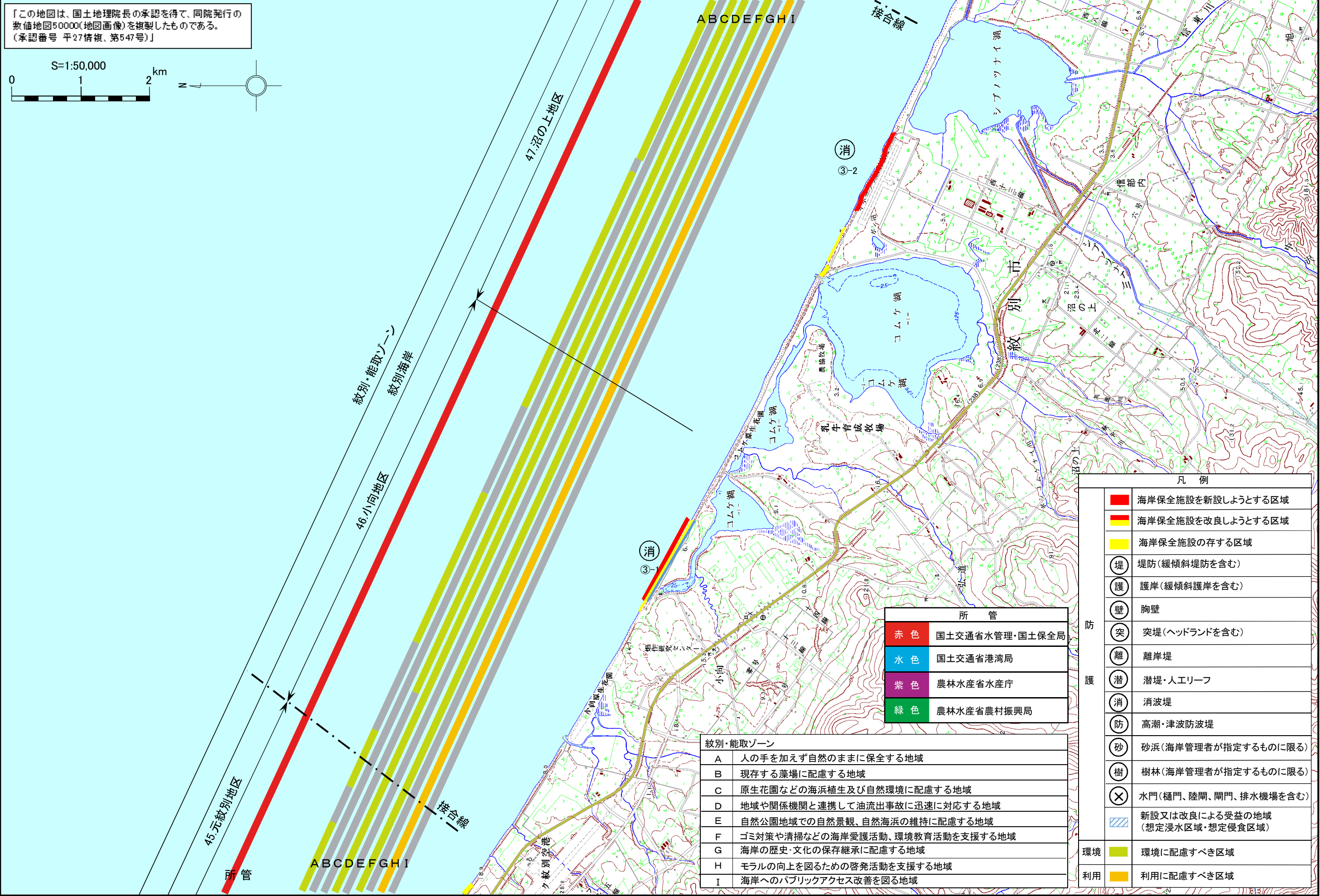
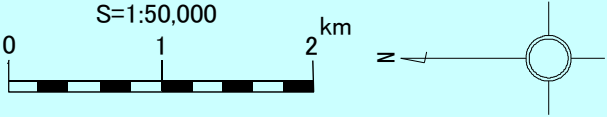
北見沿岸
紋別・能取ゾーン紋別港港湾区域東端（紋別市）～能取岬（網走市）】

[illegible]



紋別・能取ゾーン 図面番号 1/7

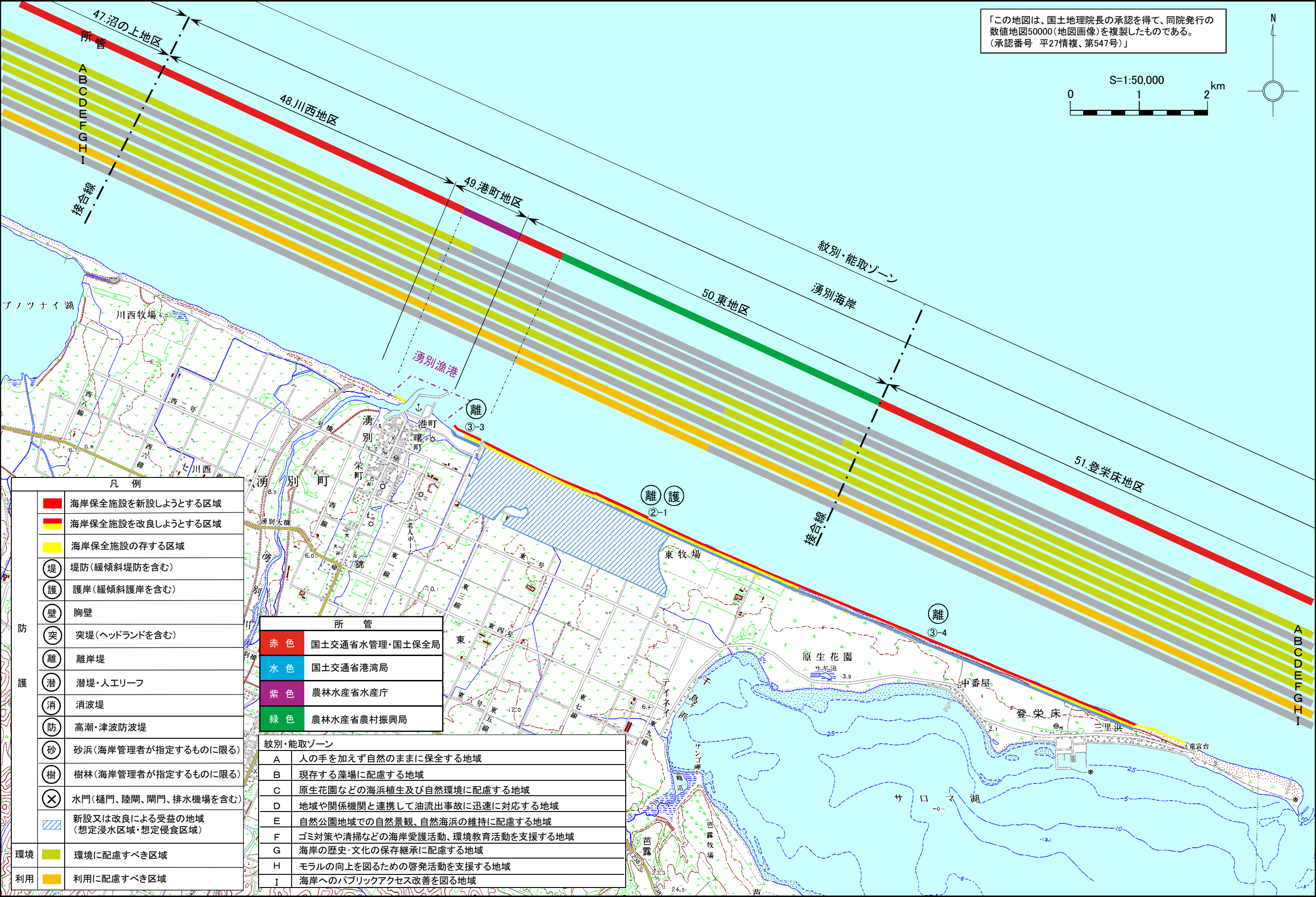
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の
数値地図50000(地図画像)を複製したものである。
(承認番号 平27情複、第547号)」

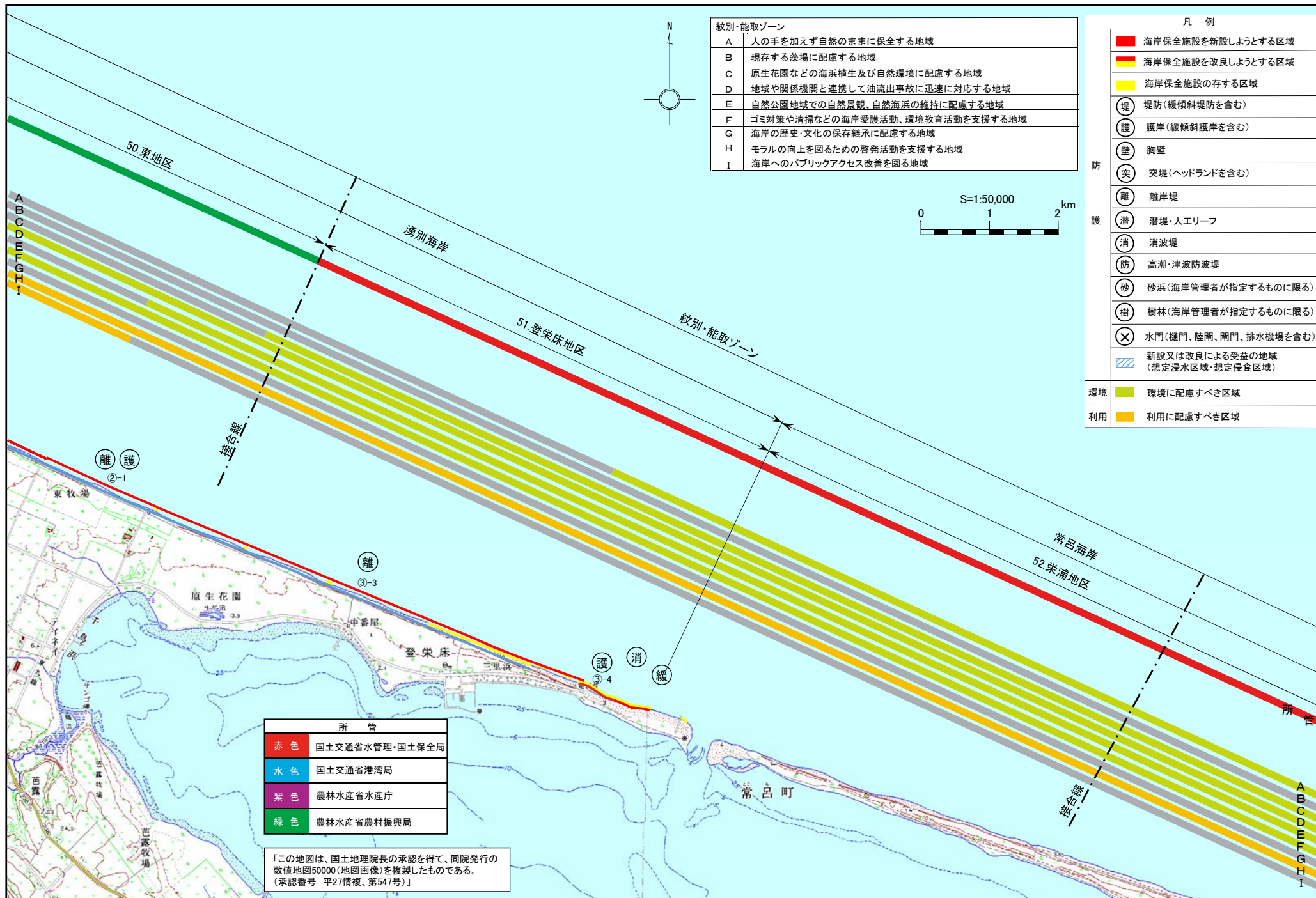


所 管	
赤 色	国土交通省水管理・国土保全局
水 色	国土交通省港湾局
紫 色	農林水産省水産庁
緑 色	農林水産省農村振興局

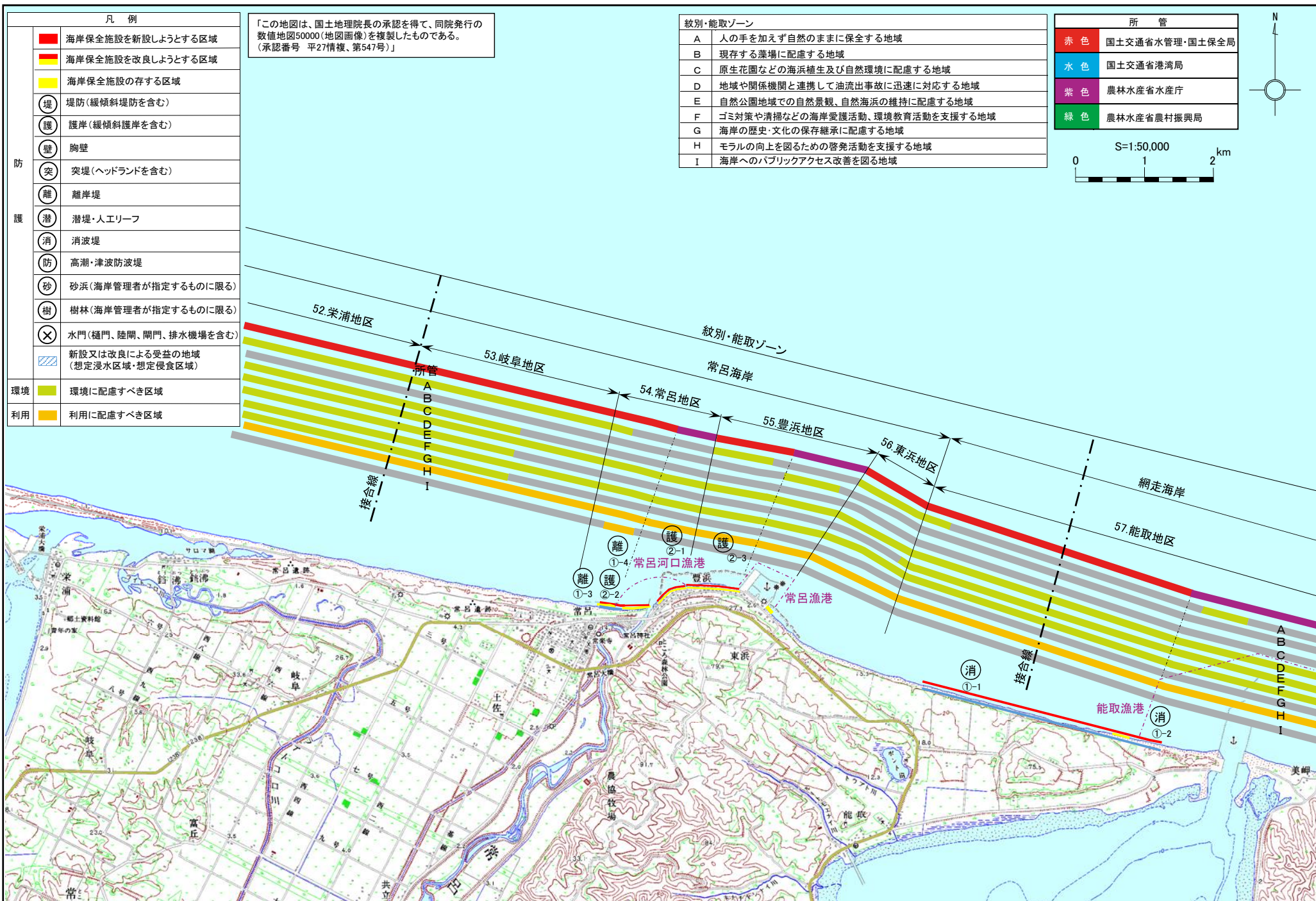
紋別・能取ゾーン	
A	人の手を加えず自然のままに保全する地域
B	現存する藻場に配慮する地域
C	原生花園などの海浜植生及び自然環境に配慮する地域
D	地域や関係機関と連携して油流出事故に迅速に対応する地域
E	自然公園地域での自然景観、自然海浜の維持に配慮する地域
F	ゴミ対策や清掃などの海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
G	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
H	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
I	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域

凡 例	
海岸保全施設を新設しようとする区域	
海岸保全施設を改良しようとする区域	
海岸保全施設の存する区域	
堤防(緩傾斜堤防を含む)	
護岸(緩傾斜護岸を含む)	
胸壁	
突堤(ヘッドランドを含む)	
離岸堤	
潜堤・人工リーフ	
消波堤	
高潮・津波防波堤	
砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)	
樹林(海岸管理者が指定するものに限る)	
水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)	
新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)	
環境に配慮すべき区域	
利用に配慮すべき区域	





紋別・能取ゾーン 図面番号 4/7



紋別・能取ゾーン 図面番号 6/7

